

歯科技工所開設届

概要説明	歯科技工士法第 21 条第 1 項、施行規則第 13 条に基づき、歯科技工所を開設する場合に行う届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科技工所開設届（様式第 1 号） 2 構造設備の平面図（室の区分、各室の床面積、窓の位置、換気装置の位置、手洗設備の位置、歯科技工を行うために必要な設備器具等の位置を明記のこと。） 3 管理者である歯科医師、歯科技工士の資格免許証の写し（原本確認） 4 業務に従事する歯科医師、歯科技工士の資格免許証の写し（原本確認） 5 開設者が法人の場合は、定款の写し及び登記簿謄本 6 敷地周囲の見取り図 7 構造設備の概要 8 従事者一覧 <p>歯科技工所間の連携による機器の共同利用を行う場合は</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 機器の共同利用に関する資料 10 リモートワークを行う場合は 10 リモートワークに関する資料 <p>それぞれ 1 部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）</p>
受付期間	開設日～開設後 10 日以内 （構造設備基準、広告に関する規制の都合上、工事着工前にご相談ください。）
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格免許証の原本確認を実施しますので、原則届出時に全員分お持ちください。 ・ 病院又は診療所の内において、当該施設で診療中の患者以外の歯科技工を行う場合は、開設届の届出が必要です。 ・ リモートワークを行う場所において、切削加工や研磨等を行う場合は、別途開設届の届出が必要です。